

令和4年

第2回市議会臨時会 報告第3号

専決処分の報告について

市が支払督促の申立てを行った母子福祉資金等貸付金返還請求事件について、債務者から督促異議の申立てがあったことから、別紙調書のとおり2件の訴えの提起を地方自治法第180条第1項の規定により専決したので、次のとおり報告する。

令和4年5月23日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

## 1 訴えの提起に関する調書

番号	住所 氏名	請求額 申立費用	支払督促申立日 (※)	督促異議 の申立日	訴えの提起の 専決処分の日
1	***** ***** (連帯保証人)	135,000円 2,983円	令和4年1月6日	令和4年2月15日	令和4年2月24日
2	***** ***** (債務者)	221,000円 3,483円	令和4年1月6日	令和4年3月7日	令和4年3月18日

※注 民事訴訟法第395条の規定により、支払督促に督促異議の申立てがあった場合、支払督促の申立ての日に訴えの提起があったものとみなされることとなる。